

右大臣兼実の家礼・家司・職事

宮崎 康 充

はじめに

摂家九条家の始祖となった兼実の日記『玉葉』には、朝儀の次第などの詳細な記事、平安末期〜鎌倉初期の激動の時代の重大事件の数々が記録されるところとともに、兼実の身の出来事や家政についても、兼実のもとにやって来る親昵の公卿・殿上人の言動や、家司・職事の行動を通して細かに記されている。本稿では、執政に就任する以前の兼実の周辺に関わりを持つ人々について分析を加え、平安末期の右大臣家という一権門の存在形態を浮かび上げさせようとするものである。¹⁾

兼実の周辺環境

早い時期の『玉葉』の記事から、兼実と私的な遣り取りを交わしたり、しばしば兼実亭に來訪する親昵の公卿・殿上人を拾い出してみると、藤原師長・藤原宗能とその嫡男宗家・藤原資長・源雅頼・藤原定能・藤原重家とその息経家・藤原頼輔とその息基輔などの人々が挙げられる。中でも宗家・雅頼

・定能とは特に親しい関係にあったことが見て取れる。

次に『玉葉』の記事から兼実家の儀礼に参会した人々の顔ぶれをいくつか見てみると、

① 仁安二年十一月十二日 良通七夜

中御門中納言宗家、藤中納言資長、参議左大弁雅頼、殿上人重家、
② 嘉応元年八月二十一日 良通着袴

中御門中納言宗家、源中納言雅頼、藤中納言資長、大式重家、殿
上人定能、経家、兼忠、

③ 承安五年三月七日 良通元服

新藤中納言忠親、源中納言雅頼、藤中納言資長、兵部卿信範、殿
上人定能、経家、宗雅、女院殿上人基輔、

④ 安元二年三月十日 良経着袴

中御門中納言宗家、兵部卿信範、藤中納言資長、殿上人定能、経
家、

⑤ 治承三年四月十七日 良経元服

中御門中納言宗家、宰相中将定能、治部卿頭信、殿上人経家、

このように殆ど同じ人物が参会しているのである。以上は兼実の子息良通・良経の誕生と通過儀礼に関する記事であるため、身内が多く集まった結果と言えなくもないが、兼実の拝賀や朝儀参内などに供奉する公卿・殿上人も大体同じ顔ぶれである。そこでこれらの人々との関わりについて検討していくことになるが、その前に先ず兼実の置かれている周辺環境を確認しておく。

兼実は関白藤原忠通の三男として久安五年（一一四九）に誕生した。兄基実・基房が中納言源国信女信子の所生であるのに対し、兼実の母は忠通家の女房加賀（太皇太后宮大進藤原仲光女）という下級身分であり、兼実は庶子として扱われるべき存在であった。しかしながら忠通の加賀に対する寵愛は並々ならぬものであったと見え、兼実の他に、法印道円・太政大臣兼房・天台座主慈円と、併せて四人の男子を儲けている。忠通は母方の出自の弱い兼実を皇嘉門院（崇徳天皇中宮、忠通の異母姉）の猶子とし、保元三年（一一五八）正月の兼実元服に際して執柄家嫡子と同等の正五位下に初叙させている。さらに長寛二年（一一六四）閏十月には弱冠十六歳で内大臣となるなど、嫡子と変わらない扱いを受けている。兼房を出家させなかったのは兼実に万一のことがあった時の控えと思われ、忠通は加賀の所生になる男子を一家として存立させる強い意志があった模様である。

重家・経家父子は和歌の家六条藤家の人々で、重家は後白河院院司でもあったが、皇嘉門院の院司として近侍しており、その関係から兼実と親しい間柄にあった。特に重家の弟頼輔は出家入道ののち建久四年（一一九三）正月九日に入滅するが、その死去の報に兼実は「卅年奉公之旧老」と記しており、この一族との親しい関係は兼実年少時からのものであった。頼輔の女は兼実の妾となつて良平を生んでおり、その縁戚関係もあつてか頼輔・基輔父子は

殊に兼実に近侍していた。

兼実の母は慈円の生まれた翌年、兼実八歳の時に夭折しており、その後は内大臣藤原宗能女で従三位藤原季行室となつた女性に養育された。彼女は高松院の御匣殿であつたことから「御匣殿」と呼ばれ、兼実は終生その恩義を忘れることはなかつた。この「御匣殿」と季行の間に生まれたのが定能である。季行は三位にまで昇つてはいるが出自は諸大夫層である。しかし定能は外祖父宗能の養子とされ、近衛次将を経て公卿に進むエリートコースを歩み権大納言にまで至つている。宗能は嘉応二年（一一七〇）に薨じているが、その息宗家と養子定能は、兼実とまさに親しい身内関係にあつたのである。一方で定能は有力な後白河院別当でもあつた。

雅頼は権中納言雅兼の息で、右大臣頭房の孫である。父ともども名門の出ながら弁官・蔵人頭といった実務官僚コースを経て公卿に至つた人物で、「富文書家」と言われる程の蔵書を有し、儀式作法・公事故実に精通し「温故之人」と称された人である。後白河院院司でもあつたが、忠通から厚く信頼され、兼実も諸儀についての不審点を二十二歳年長の雅頼にしばしば尋ねている。雅頼は兼実の元服に理髪を勤めており、或いは忠通が兼実の将来のため公事指南役を雅頼に託したことも考えられる。それはともかくとして、雅頼は公事作法の修練に熱心な兼実の良き相談相手であり、頼りにされる存在であつた。②に見える殿上人兼忠は雅頼の息で、しばしば兼実家の共人を勤めており、雅頼の甥宗雅も同様であつた。

資長は既に権中納言に達しているが、重代の撰閲家司たる内麻呂流（日野流）藤原氏の一員で、自身も忠通に仕え、その関係から兼実にも親しく接していたものである。

師長は保元の乱の張本たる左大臣頼長の息で、流罪から赦されて後白河院に近侍していたが、政治力は有しておらず、当代随一の琵琶の名手として名を成していた。兼実も琵琶にかけては人一倍の執心ぶりを示しており、師長は師と仰ぐ存在であった。従って親しい関係ではあるが、師長が来訪するとはなく、専ら消息が交わされる間柄で、しかも兼実の側から礼をもって遇していた。

このあと兼実と親しい関係を持つ上級貴族に藤原兼雅と藤原実定があった。兼雅は、その息女が兼実の嫡子良通の室となったことから縁戚関係に連なつた人物である。この婚姻は平清盛の意向で進められたもので、兼実も当初は困惑の素振りであったが、良通の舅となつたのちは身内の人として遇している。実定とは、彼の大納言還任を賀したあたりから親しい遣り取りが交わされるようになり、ともに和歌の巧者であつたことから、しばしば和歌の贈答なども行われている。和歌という共通の繋がりもさることながら、実定は有数の蔵書家としても知られており、花園左大臣源有仁が大成した儀式作法のもとである花園文書を継承していた。⁽¹¹⁾有仁の説は摂関家以外の多くの家に受容されていた説であり、他家の説を知ることにも熱心であつた兼実の側から、和歌をきっかけに実定に接近を図つたようにも思われる。

このように執政就任以前の兼実に親しい公卿クラスの人々は、兼実の身内か、父忠通以来の繋がりを持つ人物を中心とする比較的限られたものであり、前駆などを勤める殿上人の多くはその親族であつたのである。

家司・職事の諸形態

兼実が執政となる文治二年（一一八六）三月までの間にも、『玉葉』には多くの家司・職事の名が現れ、兼実家の多様な諸儀を執り行っている。しかし、これらの家司・職事の主家との緊密度や奉仕の形態は一様ではなかつた。

伝存する『玉葉』の記事の始まりは兼実に任内大臣兼宣旨が下された長寛元年（一一六三）閏十月十七日条であるが、この日新たに藤原成光・藤原光経・藤原敦佐が家司に、高階泰綱・藤原宗隆・藤原行清が職事にそれぞれ補されている。これは大臣就任に伴い家司・職事が増員されたもので、成光は式家藤原氏敦光の息、光経はその甥とともに儒者である。儒者家司は儒業をもって仕えるのが主務で、特別な事情がない限り細々とした雑役には用いられないという点で優遇されていた。成光は良通誕生の際の浴殿読書を奉仕、⁽¹²⁾兼実家の仏事の諷誦文作進など儒者家司としての役目を勤仕するとともに、兼実家の詩会にも参会している。⁽¹³⁾のちに関白基房の家司も兼ねるようになったが、⁽¹⁴⁾兼実の信頼は厚く、「知此道之故実、又得詩心之人也」と評され、良通の書始の師匠ともなっている。⁽¹⁵⁾治承四年（一一八〇）八月に七十歳で没するが、兼実は「儒士之中、云才学文章、云口伝故実、得名」と、その卒去を悼んでいる。⁽¹⁶⁾その点、成光より早く治承三年に没した光経は良通の御湯殿読書を勤めてはいるものの、それ以外には兼実家での儒者家司らしい活動の形跡があまり見られず、成光の控えのような感がある。ただ光経は皇嘉門院に判官代・別当として仕えており、⁽¹⁷⁾儒者としての主たる活動の場は女院の側にあつたかとも思われる。ちなみに成光の息季光も皇嘉門院判官代となつてい

た。⁽²⁰⁾

兼実の家司・職事の中で源季長と源行頼は他と異なる存在である。先ず行頼は清和源氏頼光流光行の息であるが、この一族は早いうちに武門から離れ、重代の六位藏人の家として宮廷官人の途を歩み、代々撰閲家に仕えて来ている。治承四年七月十二日、行頼の頓死を聞いた兼実は「余最前之従、二十五年積奉公、今年六十七」とその死を悲しんでいる。この記事に誤りがなければ、行頼は兼実が八歳で生母を失った保元元年に仕え始めたことになる。このとき行頼は皇嘉門院判官代にして忠通の職事であった。⁽²¹⁾恐らくは忠通の意向で兼実に付けられ、保元三年の兼実元服を機に家司に補されたものと考えられる。⁽²²⁾行頼は生涯兼実に仕え、その息国行も皇嘉門院司と兼実の職事を兼ね、のち良通の職事をも兼ねている。⁽²³⁾さらに養子信光も高松院判官代から兼実の職事となり、この一族は兼実一家に密接に仕えていた。

また季長は醍醐源氏季兼の息であるが、忠通の家司であつた季兼は⁽²⁴⁾康治二年（一一四三）十月、父俊兼から伝領した能登国若山庄を預所職を留保した上で皇太后宮（のちの皇嘉門院）に寄進している。⁽²⁵⁾季長も皇嘉門院判官代となり、忠通の職事から兼実の家司となつている。⁽²⁶⁾季長の息兼親も皇嘉門院判官代から兼実の職事・家司となり、その弟兼時と同じく皇嘉門院判官代から兼実の職事に補され、さらに良通の職事も兼ねている。⁽²⁷⁾また季長の弟季広も皇嘉門院判官代から兼実の家司、⁽²⁸⁾その息長俊は良通の職事に補されてから兼実の職事といつた具合で、まさに一族をあげて皇嘉門院・兼実に近仕していたのである。

承安五年（安元元年、一一七五）四月二十七日、兼実の二男良経の任侍従拝賀に季長の息兼親と行頼の息国行が諸大夫として供奉しているが、これは

「共扱英雄」とあり、「謂英雄者、不謂必家者、謂不属諸家之者也」と言われている。また別のところでは「雖不扱英雄、用不臨門々戸々之輩也」とも表現されている。⁽²⁹⁾つまりここで「英雄」と言われるのは複数の権門に属さない者という意味になるうか。季長は治承五年（養和元年、一一八一）正月の叙位で皇嘉門院御給を得て正四位下に叙されているが、ここでも「季長非指權勢近習」と言われている。⁽³⁰⁾すなわち行頼や季長の一族にとっては皇嘉門院・兼実という一権門が唯一の拠り所であり、命運を託していたと言える。ちなみに若山庄は皇嘉門院から良通に譲られて九条家領の中核庄園の一つとなり、季長の子孫も続けて九条家に仕え、やがて家格も固定して九条家諸大夫信濃小路家となるのである。

橘以政の場合は、また少し事情が異なる。橘氏も代々撰閲家司として仕えてきており、以政も撰政基房に仕えていた。⁽³¹⁾この以政が始めて兼実亭にやつて来たのは安元三年（治承元年）六月五日のことで、橘氏長者として橘氏は定宣旨を持参したものである。これは兼実が基房から橘氏は定を譲られたからで、以後以政は橘氏に絡む事案のある度に兼実亭を訪れるようになり、養和元年八月二十九日に兼実の家司に補されている。そのち以政は兼実に重用され、異姓の身でありながら造興福寺次官にまで登用されている。⁽³²⁾橘氏は定はその後も九条家に継承され、以政の子孫も引き続き九条家に仕えることになるのである。

藤原顕方は早い時期からの家司の一人である。顕方は勸修寺流藤原氏顕能の息で、仁安三年十一月八日の良通三夜を奉仕しているが、この時兵部大輔で、五位上臈家司であつた。一方では後白河院の院司でもあつたが、⁽³³⁾兼実家の祓や節供などの陪膳を度々勤仕し、嘉応三年には四位家司と見えている。⁽³⁴⁾

良経の真菜や良通の着袴などの重事も奉行し、上臈家司らしい働きぶりを見せているが、承安四年八月二十四日に院殿上人前兵部大輔と見えたとその名が現れなくなる。従四位下兵部大輔というのが頭方の極官と思われることから、まもなく卒したか出家したものとと思われる。

藤原盛方は家司としては少々特異な存在である。盛方は勸修寺流藤原氏で、鳥羽院・後白河院の近臣頭時の息、母は平忠盛女である。父頭時の力によるものか盛方も後白河院判官代としてしばしばその名を見せていた。⁽¹⁰⁾しかし仁安二年に頭時が没すると、盛方の公的活動は不活発なものとなっていた。治承元年八月二十一日に兼実のもとに初参した時の盛方は前民部少輔とある。盛方の官位は仁安二年の時点で正五位下皇后宮大進・民部少輔であったから、少輔を去った後に新たな官職に就くこともなかったのである。盛方は勸撰集に十首入集する歌人で、諸所の歌会に出詠していた。歌人としての側面から盛方を考察された中村文氏は、盛方が兼実家の小歌会の常連であったと推察されているが、兼実も和歌にかけては事の外熱心であり、盛方を家司に補したのは和歌の繋がりが契機となっていた事も考えられる。家司としての盛方は橘氏爵を奉行し、良通春日祭使の雑事定には舗設装束行事となるなど、しばらく公事から離れていたとはいえ、勸修寺一門らしい働きを見せる一方、兼実家百首和歌にも参会している。⁽¹¹⁾しかし盛方は治承二年十二月に卒し、兼実の家司としての期間は短かった。

藤原光綱は光房の息で、やはり勸修寺流藤原氏の一門である。基房の家司として仕えながら皇嘉門院判官代でもあった。⁽¹²⁾治承二年四月に中宮平徳子の権大進に任ぜられ、院号にともない建礼門院判官代となった。⁽¹³⁾一方では後白河院判官代でもあり、のち良通の家司から兼実の家司へと諸所に仕える家司

であった。⁽¹⁴⁾

藤原能業は内麻呂流藤原氏政業の息。基房の職事にして皇嘉門院判官代であった。⁽¹⁵⁾基房の失脚後に良通の職事に補され、さらに兼実の家司となっていた。⁽¹⁶⁾

兼実の家司のうちで最も波瀾に満ちていたのは藤原範季であったかもしれない。範季は南家藤原氏貞嗣流能兼の息、十歳で父を亡くし長兄範兼の養子となっていた。儒者の家柄ながら、平治の乱で敗死した源義朝の遺児範頼を密かに養育するという大胆さを持っていた。兼実の家司としての初見は治承二年十月十六日であるが、後白河院の有力院司でもあったことから、翌年十一月の清盛クーデターで解官除目の対象となってしまった。⁽¹⁷⁾これは翌年には許されたようで、その後も兼実と後白河院の両所に仕えていたが、文治二年十月、今度は源義経に同意の罪で一時解官されている。⁽¹⁸⁾また高倉天皇の皇子寛成親王（後鳥羽天皇）を幼い頃自邸で養育したことから天皇の侍読となり、宮仕えさせた女範子（のち重子、修明門院）が順徳天皇の生母となったことにより天皇の外祖父として従二位にまで昇ったのである。まさに兼実の家司などという枠を超えた破天荒な人物であった。⁽¹⁹⁾

次に兼実の職事のうち既に言及した行頼と季長の一族以外について見ておくことにする。

先ず長寛二年に補せられた三人の職事のうち、泰綱と宗隆とともに藏人から叙爵した藏人五位である。⁽²⁰⁾しかし、長良流藤原氏である宗隆が役人や奉行職事を勤めているのが散見されるばかりで、泰綱と行清には活動の形跡が見当たらない。六位である行清は奉行などを勤めなかったためかと思われるが、泰綱は大臣家の体面を整えるため形ばかり職事に加えたものであるかもしれ

ない。

藤原頼高は南家藤原氏貞嗣流資能の息であるが、母は源季兼女である。従つて季長とは非常に近い関係にあつた。藏人五位として基房の職事であつたが、承安元年頃から兼実の職事として様々な所役を勤仕し、治承二年十二月十二日には良通の職事を兼ねている。兼実の職事には何故か他姓の者が多かつたため、氏社である春日社や大原野社絡みの所役には頼高が用いられることが多かつた模様である。

菅原良盛は公賢の息。仁安三年正月に藏人右衛門尉から叙爵⁽⁶²⁾。やはり基房の職事として仕えていた。兼実家への奉仕の初見は承安五年の六月祓からで、以後兼実の職事として度々その名を見せているが、治承三年十二月二十一日に兼実の前駆を勤めて以降の動向は不明となる。

源家季は醍醐源氏盛邦の息。兼実の職事であるとともに、高松院殿上人でもあつた⁽⁶⁵⁾。家季の息定季も兼実家の匂当となつており、父子で仕えたことが確認できるが、活動の形跡は少ない。

執事と年預

ここでは年預家司について見ていくこととする。年預家司とは政所年預を命じられた家司のことで、執行家司と称されることもある。また、年預と別に執事が置かれることもあつて、その場合の年預は執事を輔弼する役割を負うと考えられているが、執事あるいは執事不在の時の年預は政所を執行する家司と位置付けられる。年預といえ近衛大将の指示を受けて府務を行う年預次将が良く知られているが、主殿寮年預など諸官衙にも置かれていて、そ

れぞれの庶務を執り行つていた。従つて政所年預は家政機構を統括する要職で、相当の実務能力が要求されるものであつた。年預という呼称は殿上所宛や家所宛が一年単位で行われたところからきた言葉であろうが、もちろん一年で交代するものではない。

兼実の家司の中で年預に補されたことが明記されている初見は平信季である。信季は実務官僚として弁官を輩出し、重代の撰関家司でもあつた高棟流桓武平氏信範の息である。信季が兼実の家司に補せられたのは承安四年正月九日のことであるが、それ以前にも皇嘉門院御所で行われた良通の真菜や着袴に奉仕しており、兼実が求めて家司としたものと思われる。信季は兼実の家司となるやすぐさま兼実の長女任子（のちの宜秋門院）の百日の儀を奉行し、その後も良通の元服、任官拝賀、任子の真菜など、兼実家の重要な儀を続けざまに沙汰し、奉行していった⁽⁶⁸⁾。しかもこの間に皇嘉門院判官代として女院御所の儀をも行事している。この働き振りを見ても、信季は能吏として名高い父信範に恥じない実務能力を有していたようである。

また信季は兼実の公卿給の作進も命じられているが、これは「彼先祖代々殿原執事、并撰政之時、作来公卿給、仍能知其故実者也」ということである⁽⁷⁰⁾、以後毎年の公卿給作進は信季の役目となっている。さらに「定家、時範、知信、信範、代々相続書進件次第」ということで四方拜次第を書き進らすべき旨も命じられており、家代々の先例に倣つた働きを期待されていたのである。このように信季は就任以来兼実の家政機構を主導する家司として活動し、安元三年六月十三日、兼実の政所年預に補された。時に信季は正五位下少納言兼侍従長門権守で皇嘉門院別当であつた。ところが治承三年になると信季は所労のため諸儀奉行が行えなくなり、六月二十五日文書等を八歳の息信宗

に譲り、七月一日に卒してしまふのである。⁽⁷²⁾

信季に代わって年預に補されたのは藤原光盛である。光盛は内麻呂流藤原氏（日野流）資長の弟で、ここまで摂関家家司として忠通・基房に仕え、⁽⁷³⁾ 既にかかりの年齢に達していたものと思われる。兼実の家司に補されたのは治承二年十月九日のことで、即良通の春日祭使奉行を命じられている。あるいは信季はこの頃所労を免じていて、急遽光盛を家司に迎えたものであるかもしれない。光盛はこの後も良通の三位中将拝賀、同着陣、良経の元服など兼実家の重事を奉行し、⁽⁷⁴⁾ 信季卒去の跡を受けて治承三年八月一日に政所年預に補されている。光盛は引き続き良通の任右大将拝賀以下雑事を執り行い、⁽⁷⁵⁾ 同年十二月八日、良通の家司に兼補された。光盛は政所年預としての職務を行いつつ、自ら抄出した『諫言抄』四巻、あるいは『帝王略論』などを持ち来り、⁽⁷⁶⁾ 文筆の家らしい行動も示し、文士として兼実家の詩会にも度々加わっている。⁽⁷⁷⁾ しかし、寿永元年十月に良通の任権大納言拝賀の沙汰を行ったのち、年預を辞退して籠居してしまつた。⁽⁷⁸⁾

光盛辞退の跡を受けて政所年預となつたのは藤原光長である。光長は勸修寺流藤原氏光房の二男。兄は経房、弟は定長である。光長は皇嘉門院判官代から出仕を始め、六位藏人から叙爵したのち、従五位上、正五位下への加階とともに皇嘉門院御給を得ており、⁽⁷⁹⁾ 女院と密接な関係にあつた。その一方で早くから忠通の家司であつたが、⁽⁸⁰⁾ その後基房の家司を勤めながら後白河院判官代でもあつた。⁽⁸¹⁾ さらに嘉応二年四月二十三日に基通の元服を奉行し、同日基通の家司に補されている。⁽⁸²⁾ しかもこの頃皇嘉門院別当でもあつたのである。⁽⁸³⁾ このあとも光長は数々の基房家の重事を奉行しながら皇嘉門院の諸事も奉行し、治承二年十月には良通の春日祭使奉行をも奉仕しているのである。この

時点では光長は兼実の家司・職事でなかつたにもかかわらず、皇嘉門院から基房に触れ申して実現させたものであつた。⁽⁸⁴⁾ 同年十二月には光長は言仁親王（のちの安德天皇）の職事にも補されており、⁽⁸⁵⁾ いかにか光長の手腕が諸方から高く評価されていたかが看取されるのである。

治承三年十一月に引き起こされた平清盛のクーデターにより後白河法皇の院政が停止され、多くの院近臣や基房らが配流・解官されたが、光長は失脚することなく、そればかりか同年十二月八日には良通の家司に補され、⁽⁸⁶⁾ 寿永元年十二月二十八日、兼実の家司に補され、光盛辞退の替に政所奉行を仰せつけられたのであつた。

平家が西海に去り木曾義仲が入洛したことにより基房の嫡男師家が摂政となり、新摂政の政所始があつたが、執事藤原親雅、年預藤原光雅という顔ぶれであつた。兼実は「光長棄置坎」と記しているが、⁽⁸⁷⁾ これは基房との縁で光長を取られることを危惧していたことの表れであろう。その翌年には鎌倉勢の上洛と義仲の敗死により、基通が摂政に還補されたが、その政所は執事藤原家実、年預平棟範となつた。兼実は「光長依為松殿縁人棄置」と当然の帰結であつたかのように記しているが、⁽⁸⁸⁾ 内心では一抹の不安を抱いていたようにも感じられる。また、兼実が摂政に就任した後のことではあるが、定長が伝えた後白河法皇の仰せに「光長摂政辺近習之間、朕事煩以蔑爾」とあるの⁽⁸⁹⁾ も光長を近辺に置きたいという意志から発せられた言葉であろう。

光長はその後も兼実に近侍し、兼実の摂政氏長者就任にともない文治二年（一一八六）三月十六日、執事・勸学院別当となり、殿下渡領鹿田庄を預けられている。同日、光長の息長房が兼実の家司に補されて厩上司・隨身所別当となつている。⁽⁹⁰⁾

光長の執事就任にともない年預となつたのが藤原宗頼である。兼実の執政就任以前という本稿の対象期間とは離れるが、光長の後任ということで若干触れておく。宗頼は勸修寺流藤原氏光頼の息で、叔父成頼の養子となつてゐた。後白河院判官代、建礼門院別当などを勤めていたが、養父成頼は早くから宗頼を兼実の近辺に置いて欲しいと懇望してゐた。宗頼が兼実のもとに初参して二字を献じたのは文治二年正月九日のことで、同年三月十六日に政所年預となり、殿下渡領方上庄を預けられた。のち良通の家司、兼実の北政所兼子の家司にもなつてゐる。

この章の最後に、兼実の執事・年預にはなつていないが、藤原兼光について言及しておく必要がある。兼光は兼実に近い公卿の一人資長の息で、母は源季兼の女である。こうした関係から兼光は早くに兼実の家司となつてしかるべきであつた。皇嘉門院別当を勤めていたところから、女院は良通の政所始に兼光を家司に補す意向であつたが、未だ執柄の家司に補されていないことを理由に辞退し、その後基房の家司に補されたのちも事を左右に寄せ承けなかつたのである。その間兼光は摂政基房の執事家司として働き、基房失脚後は基通に仕えていた。ところが寿永元年、兼光はこれまでの非を謝すとともに良通ではなく兼実の家司に補して欲しいといつてきたのである。兼実としては意趣のあるところではあつたが、八月十九日の家所宛のついでに家司に補したのである。兼光はこれまでの経緯を別にして側に置くべき有用な人材であつたのであろう。

以上兼実家の政所年預あるいは執事に補せられた家司は高棟流桓武平氏・内麻呂流藤原氏・勸修寺流藤原氏で、全て実務官僚貴族層の人々であつた。これは決して偶然の結果ではなく、基房の執事兼光もそうであるし、治承三

年の摂政基通の執事光雅は勸修寺流藤原氏、寿永二年の摂政師家の執事親経は内麻呂流藤原氏で年預は光雅、寿永三年の摂政基通の執事家実兼光の息、年預棟範は高棟流桓武平氏であつた。例外は治承三年の基通の年預に補された平清盛の息重衡であるが、これは平氏クーデターによる摂政就任という特殊事情によるものと考えられる。摂政家の政所年預ともなれば、諸儀の次第作進、雑事定文作成、重事の奉行など相応の実務能力が要求されるとともに、家の佳例なども存知していなければならず、重衡に勤まるとは到底思えないが、執事光雅が年預の役割も果たしたのであろう。

上記三つの門流は代々にわたつて弁官を輩出して弁官家と呼ばれてゐた。太政官の事務方である弁官と、天皇に近侍して諸事を行う五位藏人、それに検非違使庁の実務を執り行う廷尉佐と、用務繁多な三職を同時に兼ねるのが「三事兼帯」で、卓越した実務能力の持ち主として至極の朝奨とされてゐたが、十二世紀後半には三事兼帯を果たすものは殆どこの三つの門流から出されるようになってゐた。これら弁官家には先例・故実の十分な蓄積があり、院や執柄家の家政機構の実務を執り行うにも適任であり、主家の側から家司就任を求められる立場にあつたのである。

おわりに

以上、執政就任以前の右大臣兼実とその周辺の人々との繋がりを見てきた。摂政忠通の三男に生まれ、多少なりとも執政就任の可能性が残されていた右大臣にしては、身内を含めても親昵の公卿はそれほど多くはない。これは院とも平氏とも距離を置いていた兼実の政治的立場に依るものであつたかと思

われる。

家司・職事にあつては、その奉仕形態はおおよそ三つに大別される。

一つは、兼実の幼少時から仕え、一族をあげて奉公した源行頼のように、皇嘉門院・兼実の他に馮む所を持たない一所懸命型とも言ふべきタイプで、それだけに主家との結びつきも強固で、厚く信頼されていた。預所職を持つ若山庄の本所を馮む源季長の一族や、橘氏は定に属く橘以政も、条件付ながらこのタイプに分類されよう。

二つめは、皇嘉門院院司・兼実家司であるとともに他の権門の院司・家司を兼ねる、諸所兼帯型と言へるもので、一のタイプ以外の多くがこれに分類される。兼ねる先は執柄家と後白河院が多い。複数の権門の院司・家司を兼ねるといつても、何れを主とし、何れを従とするかは個々人により差があり、皇嘉門院院司と兼実家司の兼帯者にあつてさえその傾向は見られる。兼帯者の存在は権門間の遣り取りの窓口となり、拝賀等に出向く際の申次を役するなどの利便性があり、さらには人的ネットワークを活用して情報伝達者の役割をも果たしていた。兼実が摂政・氏長者となった際に大幅に増員された家司も大方このタイプである。

三つめが、執事あるいは政所年預となる実務官僚層で、諸所の院司・家司を経て来ることが多いが、年預に就任すると多忙なため一所に専念することになる。有能な人材は権門間で引き合うようなこともあり、ややもすると仕える側が主家を選ぶかの如き感もある。契約型とも言ふべきタイプである。

儒者家司は儒業をもって仕える点で他の家司と区別されるが、主家への奉仕形態は二のタイプが多い。ただし、元来儒者である内麻呂流藤原氏からは三のタイプが多く出ている。

執政就任以前の右大臣兼実家には、このような様々なタイプの家司・職事がそれぞれの思惑のもとに仕えていた。⁽¹⁰⁾ 兼実の家司に諸所兼帯型が多いといふことは、その兼帯先の諸所にとつても同じことで、兼実家における状態は兼実家に特有なものではなく、大方の権門にあつても同じような状況であつたと思われる。執柄家の家司・職事の人数は右大臣家よりも遥かに多いものであつたし、別格の権門たる院にはさらに多くの院司が存在した。単に家司・院司の所見ありというだけでは、これらと諸権門との人的結合の親疎の度合いを計るには不十分であり、個々の奉公の形態を精査した上で論ぜられるべきであろう。

註

(1) 執政就任以前としたのは、執柄家ともなると政務がらみでの人々の出入りが増え、氏長者としての責務も加わることで家政機構の事務量も増大する。必然的に大勢の家司・職事を擁するようになり、已次大臣家とは大きく様相が異なるからである。兼実は忠通の愛子ということで他の大臣・大納言クラスと同列に扱うわけにはいかないが、執政は基房であり、故摂政兼実の遺児基通の存在もあつて、兼実の執政就任の可能性は極めて低く、巨大権門とは異なる一権門の姿を探る手がかりが得られると考えるからである。

(2) 兼実元服の様子は『兵範記』保元三年正月二十九日条により知られる。

(3) 重家・経家・頼輔・基輔については、細谷勘資「末茂流藤原氏に関する一考察―皇嘉門院と九条兼実との関係を中心として―」『藝林』四〇巻一号に詳しい研究がある。ただ、同論文中「皇嘉門院司としての頭輔流」において、『玉葉』治承二年三月九日条・同十一日条から「経家の辞退にともない、基輔が院司となった」と述べられているのは正確ではない。三月九日条に「申経家執臣辞退事」と見える「執臣」とは、前年十月十三日条に、経家が「女院執事

之後、始申吉書」と見える「執事」のことで、基輔は経家が女院の執臣Ⅱ執事を辞退したのにもない新たに執臣となったもので、経家はその後も皇嘉門院院司であった(『玉葉』治承四年四月八日条など)。また、この一族の後白河院院司としての側面は、菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その3―」(『学習院史学』一六号)で言及されている。

(4) 鳥羽天皇皇女姝子内親王。兼実の二男良経を猶子としていたことが『玉葉』安元二年三月十日条により知られる。

(5) 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その1―」(『学習院史学』一四号)

(6) 雅頼については、浅見和彦「源雅頼小伝―ある説話管理者の面影―」(『国語と国文学』五六一九)に論及されている。

(7) 『玉葉』安元三年四月二十九日条。

(8) 『吉記』寿永二年六月二十五日条。

(9) 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その3―」(『学習院史学』一六号)

(10) 『玉葉』承安二年十二月八日条に、実定が『花園左大臣記』八十余巻、『四糸戸部記』百余巻、このほか漢家本朝の書数万余巻を所持していたことが見える。なお、実定について論及されたものに、宮地崇邦「徳大寺実定について―平家登場人物の謎―」(『國學院雑誌』八〇一一)がある。宮地氏はここに見える『四糸戸部記』を藤原頼頼の日記と推定されているが、頼頼は九条民部卿と号した人物で、『四糸戸部記』は四糸民部卿藤原忠教の日記である。

(11) 『玉葉』建久元年十月二十六日条。

(12) 『玉葉』仁安二年十一月十二日条。

(13) 『玉葉』承安元年九月六日条。

(14) 『玉葉』承安元年四月二十七日条。

(15) 『玉葉』安元三年七月十六日条。

(16) 『玉葉』治承三年十二月二十五日条。

(17) 『玉葉』治承四年七月十八日条。

(18) 『玉葉』仁安二年十一月九日条。

(19) 『玉葉』嘉応三年四月八日条、承安五年三月七日条。

(20) 『玉葉』承安四年五月一日条。

(21) 『兵範記』久寿二年六月二十九日条、十二月二十九日条。

(22) 基通・良通らの例を見ると、上級貴族の子息は元服すると家司・職事が補されている。

(23) 『玉葉』承安三年八月二十四日条、同年十一月十二日条。良通の職事を兼ねたのは『玉葉』治承三年十二月八日条。

(24) 『玉葉』仁安二年十一月九日条、嘉応二年正月二日条。

(25) 『兵範記』久寿二年十月五日条。

(26) 『九条家文書』二九四号。

(27) 『兵範記』久寿二年九月二十三日条。

(28) 『兵範記』保元三年三月二十三日条。

(29) 季長は一貫して皇嘉門院のもとで精勤している。この間嘉応二年四月二十三日の基通元服の日に職事に補されている(『玉葉』同日条)が、基通職事としての活動の形跡は殆どなく、多分に名目的なものであったかと思われる。兼実の家司と記されている初見は『玉葉』承安二年十二月二十日条であるが、それ以前から兼実家の所役を勤仕しており、家司に補されたのはその頃と思われる。

(30) 『玉葉』安元二年四月八日条、治承二年十月十六日条、文治二年正月十日条。

(31) 『玉葉』治承二年十月二十九日条、寿永元年八月十九日条、元暦元年五月六日条。

(32) 『玉葉』嘉応二年十一月二十六日条、寿永二年三月三日条、文治三年二月二十五日条など。季広については、中村文「源季広をめぐって」(井上宗雄編『中世和歌資料と論考』所収、のち同氏『後白河院時代歌人伝の研究』に収載)。

(33) 『玉葉』治承三年二月十二日条、元暦二年二月九日条。

- (34) 『玉葉』 承安五年四月二十七日条。
- (35) 『玉葉』 治承五年正月六日条。
- (36) 『玉葉』 承安二年正月二日条。
- (37) 『玉葉』 文治二年七月二十六日条。
- (38) 『玉葉』 嘉応元年六月十七日条。
- (39) 『玉葉』 嘉応三年二月二日条以降。
- (40) 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その2―」(『学習院史学』一五号)、中村文「藤原盛方について」(『立教大学日本文学』六九号、のち同氏『後白河院時代歌人伝の研究』に収載)。
- (41) 『兵範記』 仁安二年五月三日条。
- (42) 『玉葉』 治承二年正月三日条。
- (43) 『玉葉』 治承二年十月十六日条。
- (44) 『玉葉』 治承二年三月二十日条。
- (45) 『玉葉』 承安二年正月二日条、承安三年十月五日条。
- (46) 『玉葉』 治承二年四月十三日条。
- (47) 『玉葉』 寿永元年十二月二十日条。
- (48) 『吉記』 寿永二年二月二十八日条。
- (49) 『玉葉』 元暦元年十一月十六日条、元暦二年二月二十四日条。
- (50) 『玉葉』 嘉応二年閏四月十七日条、嘉応二年十一月二十六日条。
- (51) 『玉葉』 治承三年十二月十二日条。
- (52) 『玉葉』 元暦元年八月二十六日条。
- (53) 『玉葉』 元暦元年九月三日条。
- (54) 『玉葉』 治承三年十一月十七日条。
- (55) 『玉葉』 治承四年正月二十八日条に見任の式部権少輔であることが見える。
- (56) 『玉葉』 文治二年十月二十八日条。
- (57) 『愚管抄』 卷第五。
- (58) 範季の院近臣としての側面は、菊池紳一前掲註(9)に見える。
- (59) 泰綱の叙爵は『山槐記』 永暦元年十二月七日条。宗隆は良経の真菜に奉仕した『玉葉』 嘉応三年三月十六日条に藏人五位と見える。この兩名に限らず、五位で職事に補された者の多くは藏人五位であったことが確認される。
- (60) 『玉葉』 嘉応二年四月二十三日条。兼実の職事となった後も基房の職事であったことは『玉葉』 安元元年十二月二十二日条他に見える。
- (61) 『玉葉』 承安元年十一月二十七日条以降。
- (62) 『兵範記』 仁安三年正月六日条。
- (63) 『玉葉』 承安二年正月二日条、承安四年七月一日条など。
- (64) 『玉葉』 承安五年六月三十日条。
- (65) 『玉葉』 承安三年二月四日条、承安三年四月十三日条。
- (66) 『玉葉』 安元二年正月一日条。
- (67) 『玉葉』 嘉応元年十一月十九日条、承安二年八月二十一日条。
- (68) 『玉葉』 承安四年二月二日条、承安五年三月七日条、同四月十四日条、同七月二十日条。
- (69) 『玉葉』 承安四年十二月十一日条。
- (70) 『玉葉』 承安五年正月十八日条。
- (71) 『玉葉』 安元元年十二月二十九日条。
- (72) 以上『玉葉』 同日条および治承三年七月二日条。
- (73) 『兵範記』 保元三年八月十一日条、同仁安二年三月三日条。
- (74) 『玉葉』 治承二年十二月二十六日条、治承三年四月十三日条。
- (75) 『玉葉』 治承三年十一月二十一日条。
- (76) 『玉葉』 治承五年二月十五日条、同十七日条。
- (77) 『玉葉』 養和元年十月十五日条、同十七日条、同十一月二十二日条。
- (78) 『玉葉』 寿永元年十二月二十八日条。
- (79) 『公卿補任』 文治二年条。
- (80) 『兵範記』 保元三年十月二十一日条。
- (81) 『玉葉』 兵範記』 仁安二年十二月十日条、『兵範記』 仁安二年十月二十五日条。

- (82) 『玉葉』同日条。
- (83) 『玉葉』承安三年四月八日条。
- (84) 『玉葉』治承二年十月六日条。
- (85) 『玉葉』治承二年十二月八日条。
- (86) 各『玉葉』同日条。
- (87) 『玉葉』寿永二年十二月三日条。
- (88) 『玉葉』寿永三年二月二日条。
- (89) 『玉葉』文治二年閏七月二日条。
- (90) 『玉葉』同日条。
- (91) 『平安遺文』四八七六号、『吉記』養和元年十一月二十五日条。
- (92) 『玉葉』嘉応二年二月二日条。
- (93) 各『玉葉』同日条。
- (94) 『玉葉』文治二年七月二十八日条、文治三年二月十二日条。
- (95) 『玉葉』寿永元年八月十九日条。
- (96) 『玉葉』承安二年正月二日条、治承三年十一月二十七日条。
- (97) 『玉葉』治承三年十一月二十七日条。
- (98) 『玉葉』寿永二年十二月五日条。
- (99) 『玉葉』寿永三年二月二日条。
- (100) 橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻所収、のち同氏『平安貴族社会の研究』に収載)。
- (101) 宮崎康充「白河・鳥羽院政期の検非違使佐」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』上巻所収)、「三事兼帯と名家の輩」(『日本歴史』六二六号)。
- (102) 西山恵子氏は「九条兼実の家司をめぐる一氏家司の出現」(村井康彦編『「公家と武家」その比較文明的考察』所収)で兼実の家司を、儒者型家司、譜代型家司、氏家司と分類され、氏家司の出現に特別の意味があったと述べられている。しかし、西山氏の分類はあまり適切であるようにには思われない。譜

代型を父祖の代からの縁故というのであれば、儒者や実務官僚も含めて兼実の家司の大部分がそこに分類されてしまうし、儒者家司にも様々なパターンがある。何よりも氏家司に藤原姓の家司という以上の意味があるようにも思われないのである。氏家司が殊更に用いられるのは、氏長者に関すること、多武峰・興福寺・春日社・大原野社・吉田社などの氏寺・氏社がらみのことである。また兼実の頃に出現したものでなく、『執政所抄』にも執政家の役務として大原野祭御幣・春日御塔唯識会始などは藤氏家司の所役であることが見えている。文治二年以降の『玉葉』に散見しただすというのも、兼実が文治二年三月に摂政・氏長者となったことに伴い氏長者としての役務が加わったからで、近衛家実の『猪隈関白記』にも見えるというのも家実が氏長者であった時期のことである。